鳥取県告示第 618 号

平成 19 年鳥取県告示第 410 号 (出納長の権限に属する事務の一部の委任について) の一部を次のように改正する。

平成 19 年 7 月 17 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

-1 W	
改 正 後	改正前
1 委任させた事務及び委任を受けた出納員 次の表の左欄に掲げる事務をそれぞれ同表の右欄 に掲げる出納員に委任させる。	1 委任させた事務及び委任を受けた出納員 次の表の左欄に掲げる事務をそれぞれ同表の右欄 に掲げる出納員に委任させる。
委任させた事務 委任を受けた出納員	委任させた事務 委任を受けた出納員
「とっとりの女 鳥取県企画部男女共同参画推	「とっとりの女 鳥取県企画部男女共同参画推
性史 戦後から 進課	性史 戦後から 進課
の歩み」販売代金 課長補佐 吹野 之彦	の歩み」販売代金 課長補佐 吹野 之彦
の収納事務	の収納事務
	鳥取県手数料鳥取県生活環境部住宅政策課
	徴収条例(平成12 課長補佐 稲田 将
	年鳥取県条例第
	37 号) 第 2 条第 1
	項第308号から第
	311 号までの規定
	に基づく宅地建
	物取引主任者の
	登録等の事務に
	係る手数料の収
	納事務
略	略
2 略	2 略